

○仲裁センター苦情申出細則

(制定 平成18年9月7日)

改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正

(目的)

第1条 本細則は、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)において係属中又は終了後の和解あっせん事件又は仲裁事件に関する苦情(以下「苦情」という。)について、仲裁人又はあっせん人(以下「仲裁人等」という。)の独立性に配慮しつつ、迅速かつ適切な対応を行うことを目的とする。

(苦情の申出)

第2条 苦情は、和解あっせん事件又は仲裁事件の当事者、当事者であった者又は利害関係人が、口頭(電話による場合を含む。)又は書面(ファクシミリ又は電子メールによる場合を含む。)により、仲裁センター事務局に対し申し出る。

2 前項による苦情の申出があった場合、仲裁センター事務局は、申出の内容を記録にとどめるとともに、速やかに、仲裁センター運営委員会(以下「委員会」という。)の委員長(以下「委員長」という。)に報告する。

(苦情相談)

第3条 委員会は、委員の中から10名以上の苦情相談を担当する者(以下「苦情相談担当員」という。)を選定し、その名簿を作成する。

2 委員長は、必要と認めるときは、前条第2項に規定する報告を受けた後、速やかに、前項の名簿の中から1名又は複数名の苦情相談担当員を指名し、苦情相談担当員に対し、申出人から苦情の内容を聴取させる。

3 苦情相談担当員は、申出人からの聴取結果を委員長に報告する。

(調査)

第4条 委員長は、必要と認めるときは、苦情の申出にかかる事件につき、事件記録の閲覧又は申出人、申出人以外の当事者、仲裁人等、仲裁人補助者、専門家委員その他の関係者に対する事情聴取、照会等の調査を自ら行うことができる。

2 委員長は、必要と認めるときは、苦情の申出にかかる事件につき、委員会の委員3名からなる調査小委員会を設置し、同小委員会に対し、前項の調査を委嘱し、その結果の報告を求めることができる。この場合において委員長は、調査小委員会を設置したこと及びこれに対して調査を委嘱したことを、委員会に対し速やかに報告する。

(苦情の申出に対する対応)

第5条 委員長は、苦情の申出に対し、自ら調査をしたときはその調査結果を、調査小委員会に対して調査を委嘱したときは同小委員会の調査結果を踏まえ、必要に応じて適宜の措置を取る。

2 委員長は、苦情の申出に対する対応について、申出人に対し、書面で通知する。

3 委員長は、苦情の申出に対する対応及び前項の規定に基づく申出人に対する通知の内容について、委員会に対し速やかに報告する。

(仲裁人等への通知)

第6条 委員長は、苦情の申出があつたこと及びこれに対する対応について、適宜の時期に適宜の方法により仲裁人等に対し通知する。ただし、苦情の内容、苦情の申出にかかる事件の性質、進行状況、申出人の意向等に鑑み、通知をすること

## 仲裁センター苦情申出細則

が適当でないと認めるときは、通知をしないことができる。

- 2 委員長は、前項の規定に基づく仲裁人等に対する通知の内容及び同項ただし書に基づき通知をしない場合はその理由について、委員会に対し速やかに報告する。

(苦情の申出によらない調査開始)

第7条 委員長は、特定の和解あっせん事件又は仲裁事件において迅速適正な法律的解決が著しく阻害されていること又は過去に阻害されたことが疑われるときは、第2条の苦情の申出がない場合でも、第4条第1項に基づく調査をし、又は同条第2項に基づき調査小委員会に対して調査を委嘱し、その調査結果を踏まえ、必要に応じて適宜の措置を取ることができる。

- 2 委員長は、前項に基づく対応について、委員会に対し速やかに報告する。

(秘密保持義務)

第8条 委員長、苦情相談担当員、調査小委員会の構成員その他の委員会の委員、仲裁センター事務局職員及び第二東京弁護士会役員は、苦情の申出に関し職務上知り得た事実を他に開示してはならない。ただし、研究目的等のために、苦情申出にかかる事件の当事者名、係争物の名称等の具体的な内容を特定しない形で学術研究活動等において関係者に開示する場合は、この限りでない。

### 附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成18年9月14日 日本弁護士連合会承認)

(平成18年9月29日 公示)

### 附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)